

岡崎市防犯用具等購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市防犯用具等購入費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、防犯用具等の購入経費の一部を補助することにより、市民一人一人の防犯意識の向上を図り、都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」の実現に向けた犯罪のない安全で安心な防犯まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、自ら居住する住宅の敷地内及び必要最小限の公共空間を撮影するために、家屋の外壁や屋外設備等、屋外に恒久的に固定して設置するカメラであり、常時撮影又は人感センサーにより撮影が稼働するもの、かつ、撮影した画像を記録する装置又は機能を有するものをいう。なお、カメラ付きインターホン、ドライブレコーダー、ダミーカメラ及び屋内を撮影範囲とするものは除く。
- (2) センサーライト 犯罪の予防を目的として、人感センサー等によりライトを自動で点灯及び消灯させる装置で、家屋の外壁や屋外設備等、屋外に恒久的に固定し、自ら居住する住宅の敷地内を照射するものをいう。なお、置型及び差込型のものは除く。
- (3) 自動車用ハンドルロック 自動車のハンドル部分に取り付け、物理的にハンドルを回せなくする器具をいう。
- (4) タイヤロック 自動車、バイク及び自転車のタイヤやホイールに取り付け、物理的にタイヤ自体を動かさなくする器具をいう。
- (5) 位置情報特定装置 GPSを始めとする衛星測位システム及びBluetooth等により、他の製品（スマートフォンやパソコン等）と連携して、その位置情報を特定できる機能を有する端末機器をいう。なお、位置情報を特定する機能が内蔵された商品であっても、その機能が主目的でない商品（パソコンやスマートフォン、タブレット、カーナビ、ドライブレコーダー等）は除く。
- (6) 防犯ブザー 携帯用のブザーで、音量が85 d B以上のものをいう。
- (7) 防犯砂利 パッケージ等に防犯の機能を有する旨が記載されているものをいう。

(補助対象用具の種類)

第4条 補助金交付の対象となる防犯用具等（以下「補助対象用具」という。）の種類は別表に掲げるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住している18歳以上の個人
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象用具の要件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 新品（未使用品）であること
- (2) 申請者自らが購入費用を負担したもの（ポイント等を使用して購入した場合は、ポイント値引き後の金額とする。以下「補助対象経費」という。）であること
- (3) リース及びレンタルでは無いこと
- (4) 令和8年4月1日以降に購入されたものであること
- (5) 防犯カメラ及びセンサーライトを設置する家屋等が自らの所有でない場合は、その家屋等の所有者から設置の同意が得られていること

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、別表に定める金額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 申請者は、申請受付期間に、次に掲げる書類を添付し、補助金専用申請システムにより市長に申請兼実績報告をしなければならない。なお、本事業は年度ごとに実施するものとし、補助金の申請は1世帯につき当該年度に1回までとする。

- (1) 補助対象経費の領収書又はレシート等（見積書、支払明細書、請求書、適格請求書、納品書、保証書は除く。）の写し（写真）で、次に掲げる事項が全て記載されているもの。

ア 購入日

イ 購入製品名又は型番

ウ 単価及び購入費用（単価の記入がない場合は、別途、単価が記載された

領収額と一致する支払明細書や見積書等が必要)

エ 購入者の宛名（レシートの場合は、購入者の宛名が余白に記載されているものでも可。）

- (2) 購入した補助対象用具の写真（防犯砂利は梱包した状態に限る。防犯カメラ及びセンサーライトについては設置後の写真も必要。）
- (3) 補助対象用具の機能が確認できるもの。ただし、自動車ハンドルロック、自動車タイヤロック、自転車ロック、防犯砂利は除く。

2 申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に申請されたものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

（補助金の交付決定及び額の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をすべきと認めるときは、岡崎市防犯用具等購入費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第1号）を申請者に送付するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができる。

3 市長は、必要に応じ現場等の調査を行うものとする。

4 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の完納状況の確認をすることができる。

5 市長は、補助金の交付が不相当と認めたときは、岡崎市防犯用具等購入費補助金不交付決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、第9条第1項の規定による交付決定兼交付確定をした日以降、交付申請を以て補助金の請求があったものとみなし補助金を交付することができる。

（補助事業の変更及び取下げ）

第11条 申請者は、補助金の交付の申請内容の変更又は取り下げようとするときは、遅滞なく、市へ報告するものとする。なお、交付決定後に変更又は取下げをする場合は、岡崎市防犯用具等購入費補助金交付申請取下届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（処分の制限）

第12条 第10条により補助金の交付を受けた申請者は、補助対象用具の取得財産処分制限期間内に当該補助対象用具を処分しようとするときは、あらかじめ岡崎市防犯用具等購入費補助事業財産処分承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象用具の取得財産処分制限期間は交付決定日から1年とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

(1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象用具を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により補助対象用具を買い替え、又は処分するとき。

3 市長は、第1項の規定による財産処分の承認申請を適当と認めるときは、岡崎市防犯用具等購入費補助事業財産処分承認通知書（様式第5号）を申請者に送付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第5条又は第6条の規定を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付を受けた補助対象用具を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に補助対象用具を使用したとき。ただし、補助対象用具の設置日から起算して取得財産処分を制限する期間を経過した場合は、この限りでない。

(4) 第11条の規定による岡崎市防犯用具等購入費補助金交付申請取下届出書の提出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、岡崎市防犯用具等購入費補助金取消決定通知書（様式第6号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（状況調査）

第14条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、申請者に対して、調査等の協力を求めることができる。

2 申請者は、市長が前項の協力を求めた場合は、協力しなければならない。

（地位の承継）

第15条 申請者について、第12条第2項に定める取得財産処分制限期間内に相続があったときは、相続人は、その地位を承継するものとし、その承継者は、速やかに、岡崎市防犯用具等購入費補助事業地位承継届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りで効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第4条及び第7条関係)

補助対象用具 (補助対象経費)	補助額
<p>次の防犯用具の購入費を補助対象経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防犯カメラ (2個まで) <ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯カメラ本体と合わせて購入する録画に必要な機器等 (HD等の外付け録画機器、専用モニター、専用ソーラーパネル、専用アダプター、SDカード等) は、防犯カメラの申請台数まで、その購入費を含み補助の対象とする。 (2) 防犯カメラ本体の取付工事に係る費用及び取付金具、延長コード、結束バンド、電池、工具等の汎用性がある付属品の購入費は、補助対象外とする。 2 センサーライト (4個まで) <ol style="list-style-type: none"> (1) センサーライト本体と合わせて購入する専用ソーラーパネル及び専用アダプターは、センサーライトの申請台数まで、その購入費を含み補助の対象とする。 (2) センサーライト本体の取付工事に係る費用及び取付金具、延長コード、結束バンド、電池、工具等の汎用性がある付属品の購入費は、補助対象外とする。 3 自動車用ハンドルロック (2個まで) 4 タイヤロック (4個まで) 	<p style="text-align: center;">補助対象経費の 合計の1/2 (千円未満切り捨て)</p> <p style="text-align: center;">上限額：3万円</p>

5 位置情報特定装置（4個まで）	
6 防犯ブザー（4個まで）	
7 防犯砂利（個包装された商品6個まで）	

※（）内は申請上限数。なお、複数の防犯用具がセットになった商品の場合は、セット商品の購入価格を個数で割りかえして単価を算出するものとする。